

生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生鮮食品	加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定するものをいう。）以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
小売販売業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

（表示事項）

第3条 生鮮食品の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に規定する特定商品であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

（表示の方法）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

国産品（生体を輸入した日から牛にあつては3月、豚にあつては2月、牛又は豚以外の家畜にあつては1月以内にと畜して生産したものを除く。）にあつては国産である旨を、輸入品（生体を輸入した日から牛にあつては3月、豚にあつては2月、牛又は豚以外の家畜にあつては1月以内にと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を

原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

#### ウ 水産物

(7) 国産品にあつては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。

(イ) (7)の規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名を併記することができる。

#### (3) 内容量

計量法（平成4年法律第51号）の例により表示すること。

- 2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。
- 3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。
- 4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 第3条に規定するもののほか、放射線を照射した製品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）にあつては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

- 2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

別表（第2条関係）

#### 1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）

- (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）

玄米、精米

- (2) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

- (3) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

- (4) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したもの

を含む。)

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

(5) 果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。)

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

## 2 畜産物

(1) 肉類(単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 食用鳥卵(殻付きのものに限る。)

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

3 水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に冷凍及び解凍したものと並びに生きたものを含む。)

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、はかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

## 附 則

1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2 ブロッコリー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

水産物品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第516号）

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる水産物に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、「養殖」とは、幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。

（表示事項）

第3条 水産物の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 冷凍したものを解凍したものである場合にはその旨
- (2) 養殖されたものである場合にはその旨

（表示の方法）

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 解凍  
「解凍」と記載すること。
- (2) 養殖  
「養殖」と記載すること。

（表示禁止事項）

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、表示してはならない。

附 則

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成12年7月1日以後に販売される水産物に適用する。

平成15年6月  
水産物表示検討会

## 刺身盛り合わせの原料原産地等表示自主指針

### 1 趣旨

刺身盛り合わせについては、消費者から原産地等の表示の要望がある一方で、多種類の魚介類が使用され、同一日でも入荷状況等によってその種類、産地、組み合わせが変動するため、個々の原材料の原産地等の表示を行う上で技術面等の課題がある。

このため、消費者の商品選択に資する観点から、まず、刺身盛り合わせの製品特性を踏まえた原料原産地等の表示を行う上での指針を作成し、この指針に沿った加工・販売事業者による自主的な原料原産地等の表示の取組を推進する。

### 2 指針の位置付け

本指針は、加工・販売事業者が自主的に刺身盛り合わせの原料原産地等の表示を行う上での指針であり、各事業者の経営規模等の実状に応じて、本指針に沿って原料原産地等の表示を行う、あるいは本指針を参考として独自の指針を作成して表示を行うなどの自主的な取組を推進するためのものである。

また、本指針の実施状況等を踏まえ、必要に応じ指針の内容を見直すとともに、より多くの事業者による自主的な取組が推進されるようその普及・定着を図ることが期待される。

### 3 指針の内容

#### (1) 定義

刺身盛り合わせとは、2種以上の刺身（魚介類をそのままの状態で見ることができるよう薄い切り身やむき身等に加工したものをいう。）を盛り合わせたものであって、容器に入れ又は包装されたものとする。

#### (2) 表示方法（ボード等による一括表示）

ボードやパネル等に下記（3）の「原材料である魚介類の名称」、「原料原産地名」、「解凍又は養殖である旨」等を顧客にわかりやすい形で記載し、製品に近接した見やすい場所に掲示する。

なお、本指針にかかわらず、加工食品品質表示基準（平成12年

3月31日農林水産省告示第513号)に基づく包容容器への表示は行う必要がある。

### (3) 表示事項

#### ① 原材料である魚介類の名称

「魚介類の名称のガイドライン」(平成15年3月28日水産物表示検討会中間取りまとめ)に沿って原材料である魚介類の名称を記載する。

#### ② 原料原産地名

##### (i) 国産品

国産である旨を記載する。ただし、国産である旨に代えて、任意で生産水域名、水揚げ港名又は主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

##### (ii) 輸入品

原産国名を記載する。ただし、原産国名に任意で生産水域名を併記することができる。

#### ③ 解凍又は養殖である旨

原材料である魚介類が冷凍したものを解凍したものである場合は「解凍」と、養殖されたものである場合は「養殖」と記載する。

#### ④ その他

当日の入荷状況によって原材料である魚介類の種類や原産地が変動する場合は、任意で「上記以外の原材料が入荷する場合がありますので詳しくは売り場係員までお尋ね下さい」(例)などの注書きをボード等に記載することができる。

## 刺身盛り合わせの原料原産地等表示例

※ 原材料が次の8種の場合

- ①みなみまぐろ（豪州産、養殖、解凍）、②めばちまぐろ（インド洋産、焼津港、解凍）、  
③かんぱち（鹿児島県産）、④まだい（三重県産）、⑤ぶり（宮崎県産、養殖）、  
⑥ひらめ（大分県、養殖）、⑦あおりいか（タイ、解凍）、⑧甘えび（デンマーク産、解凍）

### ○ 表示例1

今日の刺身盛り合わせは次の原材料を使用しています。

みなみまぐろ：豪州、養殖、解凍

めばちまぐろ：国産、解凍

かんぱち：国産

まだい：国産

ぶり：国産、養殖

ひらめ：国産、養殖

あおりいか：タイ、解凍

甘えび：デンマーク、解凍

※ 上記以外の原材料が入荷する場合がありますので詳しくは売り場係員までお尋ね下さい。

### ○ 表示例2

今日の刺身盛り合わせは次の原材料を使用しています。

国産物：めばちまぐろ（解凍）、かんぱち、まだい、ぶり（養殖）  
ひらめ（養殖）

輸入物：みなみまぐろ（豪州、養殖、解凍）、甘えび（デンマーク、解凍）、あおりいか（タイ、解凍）

※ 上記以外の原材料が入荷する場合がありますので詳しくは売り場係員までお尋ね下さい。

○ 表示例3（任意で生産水域（地域）名を表示）

今日の刺身盛り合わせは次の原材料を使用しています。

みなみまぐろ：豪州、養殖、解凍

めばちまぐろ：インド洋（焼津港）、解凍

かんぱち：鹿児島県沖

まだい：三重県沖

ぶり：宮崎県、養殖

ひらめ：大分県、養殖

あおりいか：タイ、解凍

甘えび：デンマーク、解凍

※ 上記以外の原材料が入荷する場合がありますので詳しくは売り場係員までお尋ね下さい。

○表示例4（任意で生産水域（地域）名を表示）

今日の刺身盛り合わせは次の原材料を使用しています

品名	原産地	養殖	解凍
みなみまぐろ	豪州	○	○
めばちまぐろ	インド洋（焼津港）		○
かんぱち	鹿児島県沖		
まだい	三重県沖		
ぶり	宮崎県	○	
ひらめ	大分県	○	
あおりいか	タイ		○
甘えび	デンマーク		○

※ 上記以外の原材料が入荷する場合がありますので詳しくは売り場係員までお尋ね下さい。